

## 平成21年第9回那須烏山市議会定例会（第1日）

平成21年12月1日（火）

開会 午前10時00分

散会 午後 0時53分

## ◎出席議員（18名）

2番	渡辺 健 寿 君	3番	久保居 光一郎 君
4番	高德 正 治 君	5番	五味 潤 博 君
6番	沼田 邦 彦 君	7番	佐藤 昇 市 君
8番	佐藤 雄次郎 君	9番	野木 勝 君
10番	大橋 洋 一 君	12番	大野 曄 君
13番	平山 進 君	14番	水上 正 治 君
15番	小森 幸 雄 君	16番	平塚 英 教 君
17番	中山 五 男 君	18番	樋山 隆四郎 君
19番	滝田 志 孝 君	20番	高田 悦 男 君

## ◎欠席議員（なし）

## ◎説明のため出席した者の職氏名

市長	大谷 範 雄 君
副市長	石川 英 雄 君
教育長	池澤 進 君
会計管理者兼会計課長	斎藤 雅 男 君
福祉事務所長兼健康福祉課長	斎藤 照 雄 君
総合政策課長	国井 豊 君
総務課長	木村 喜 一 君
総務課課長（危機管理担当）	平山 孝 夫 君
税務課長	羽石 浩 之 君
市民課長	高橋 博 君
こども課長	堀江 久 雄 君
農政課長	荻野 目 茂 君
商工観光課長	鈴木 重 男 君
環境課長	小川 祥 一 君

都市建設課長	岡	清	隆	君	
上下水道課長	粟	野	育	夫	君
学校教育課長	駒	場	不二夫	君	
生涯学習課長	鈴	木	傑	君	

◎事務局職員出席者

事務局長	澤	村	俊	夫
書 記	藤	田	元	子
書 記	佐	藤	博	樹

○議事日程

- 日程 第 1 会議録署名議員の指名について（議長提出）
- 日程 第 2 会期の決定について（議長提出）
- 日程 第 3 発議第 1号 議会広報委員会委員の選任について（議長提出）
- 日程 第 4 議案第 6号 那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 5 議案第 7号 那須烏山市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 6 議案第 8号 那須烏山市国民健康保険税条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 7 議案第 9号 那須烏山市立図書館設置及び管理条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 8 議案第10号 南那須地区広域行政事務組合規約の変更に関する協議について（市長提出）
- 日程 第 9 議案第 1号 平成21年度那須烏山市一般会計補正予算（第4号）について（市長提出）
- 日程 第10 議案第 2号 平成21年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について（市長提出）
- 日程 第11 議案第 3号 平成21年度那須烏山市熊田診療所療特別会計補正予算（第2号）について（市長提出）
- 日程 第12 議案第 4号 平成21年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について（市長提出）
- 日程 第13 議案第 5号 平成21年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第2号）について（市長提出）
- 日程 第14 付託第 1号 請願書等の付託について（議長提出）
- 

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開会]

○議長（水上正治君） おはようございます。12月定例議会初日、ご苦労さまです。特に傍聴の皆さん方、早朝からご苦労さまでございます。ただいま出席している議員は18名です。定足数に達しておりますので、平成21年第9回那須烏山市議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告いたします。地方自治法第121条の規定に基づき、市長以下関係課長等の出席を求めていますので、ご了解願います。

次に、本日からの定例会にあたり、去る11月24日に議会運営委員会を開き、議会運営委員会の決定に基づき会期及び日程を編成いたしましたので、ご協力くださるようお願いいたします。

---

◎市長あいさつ

○議長（水上正治君） ここで、市長のあいさつ並びに行政報告を求めます。  
市長大谷範雄君。

[市長 大谷範雄君 登壇 あいさつ]

○市長（大谷範雄君） おはようございます。ごあいさつを申し上げます。平成21年第9回那須烏山市議会定例会を開催させていただきましたところ、議員各位におかれましては、師走に入りまして大変ご多用のところ、ご参集を賜りましてまことにありがとうございます。

さて、先般の市長選挙におきましては、市民の皆さんからご支持をいただきながら、2期目も那須烏山市政のかじとり役である市長という重責を担うこととなり、身の引き締まる思いであります。微力ではございますけれども、市政発展のために誠心誠意全力を尽くす覚悟でございます。議員各位には、今後ともご指導、ご鞭撻を賜りますようによろしくお願いを申し上げます。

さて、今期定例会は市長2期目のスタートとなる議会でありますことから、ここに議長のお許しを得て、私の所信を述べさせていただきたいと思っております。なお、明日より議員各位の一般質問の答弁内容と所信が一部重複いたしますことをご了承賜りたいと存じます。

まず、政権交代による国政への所感であります。ご案内のとおり、現下、我が国は長期にわたる自民政権が終焉し民主党政権が誕生するなど、戦後政治の歴史的な大転換期を迎えております。この新政権は、従来の官僚主導の行政から政治主導の行政に枠組み転換を図っております。さまざまな場面で混乱が生じているようでございます。特に、95兆円とも言われる未曾有の平成22年度概算要求のむだを洗い出すために、行政刷新会議が実施をしております、

実施が終わりましたけれども、事業仕分けにおいては、地方の独自財源でもある地方交付税交付金までもが事業仕分けの対象となり、制度の抜本的な見直しが求められているところではありますが、果たしてこのような手法で本当にあるべき結論が出せるのか大きな疑問を感じざるを得ません。

さらには、暫定税率の廃止を初め、ひもつき補助金の廃止、そして一括交付金化など、その制度設計の内容によっては、今後の地方財政運営に大きな影響を与えることが確実でございます。この動向が大変危惧されるところでございます。

さらに、これまで進められてきた第2期地方分権改革についても、第4次勧告を終え、丹羽宇一郎氏率いる現行委員会は法期限を待たず解散する運びとなりました。今次分権改革は当初、来春を目途に分権改革一括法の制定がなされる予定でございましたが、新政権におきましては、4次にわたる勧告は最大限尊重しつつも、政権マニフェストの1丁目1番地とも称されております地域主権型国家ビジョンを踏まえて、新たに鳩山総理を議長として、国関係者と地方関係者を構成メンバーとする地域主権戦略会議を設置をし、強力に分権改革を推し進めるとしておりますので、これら動向をよく注視をしていきたいと考えております。

このような国政激変を踏まえ、私は、全国市長会をはじめとする地方6団体が一致団結して新政権への対応を講じてまいる必要を強く認識している次第であります。また、このような国政動向を十分に注視をしながら、市長2期目の市政運営を慎重に行ってまいりたいと考えております。よろしく願いを申し上げます。

次に、マニフェスト実現に向けた抱負であります。2期目の市政運営にあたっての抱負を述べさせていただきます。こうした国政動向はあるにいたしましても、まちづくりとは、そこに暮らす人々が、人の和を尊びながら、自らの判断と自らの責任で、自らの地域を安全で安心して住むことができ、しかも、子供たちが将来にわたり、そこに住んでいたいと思うような魅力的な地域社会をつくっていくことであると信じております。このためには、先見の明を持ちながら、市民の目線に立ち、情熱と意欲を持って市民の幸せづくりを進める。公平、公正を旨とした市政運営が必要であると考えております。

本市の歴史や伝統文化、よき習慣等を守り育てながら、この恵まれた山や川、かけがえのない自然は未来からの預かりものという気持ちで大切に、市民の皆さんとともに世界に誇れる「小さくてもキラリと光る那須烏山市」をひらいていく所存であります。

これらの政治理念の実現をするために、2期目の出馬にあたりましては、市民の生活優先を基本といたしました市長マニフェストを市民の皆様にご覧いただきました。内容は既にご案内のとおり、市総合計画、「ひかり輝くまちづくりプラン」の着実な推進。経済危機・健康危機への適切な対応。地方分権改革の積極的な推進を3本柱とした政策提言でございます。

重点的な取り組みを述べさせていただきます。1つ目のビジョンであります「健康に安心して子育てのできる那須烏山」を実現するため、県内自治体と格差是正を図る観点から、こども医療費助成制度を中学校3年生まで拡大をいたすとともに、こども館機能の拡大拡充を図るなどの子育て支援の充実、高齢者や障害者の交通弱者対策の拡大充実、今後急増することが見込まれます高齢者単身世帯の生活支援対策の充実などを図ってまいりたい所存であります。

2つ目のビジョンは、「特色ある教育・文化のまち那須烏山」を実現するため、大規模改修、耐震化などの教育施設の整備充実を計画的に推進するとともに、県下一の学力水準を目標とした特色のある地域教育力の向上を図ってまいりたい所存であります。また、国指定を受けた長者ヶ平遺跡の保存活用と、これを生かした仮称、悠久の歴史と花公園構想の具現化を推進するとともに、市にふさわしい多くの市民が集える多目的文化スポーツ施設の整備検討に本格着手してまいりたいと考えております。

続きまして、3つ目のビジョンであります「地の利を生かした活力あるまち那須烏山」を実現するため、農商工連携による雇用機会の創出を推進するとともに、主要幹線道路の早期整備実現要請やJR烏山線の利用促進と抱き合わせた市内5駅の利用環境の整備充実による定住環境の向上、定住支援策の再構築、学校給食への地元農産物利用促進や漁業資源の活用による特産品の新規開発など、地産地消の振興、農地法改正や政権交代による農政の改革の動向を踏まえた市農業政策の再構築、市環境基本計画などを踏まえた地球環境に優しく、地域ICTモデル事業の成果を生かした安心安全ネットワークの拡大拡充、魅力のある歴史・観光資源を生かした観光戦略の再構築などを推進してまいりたい所存であります。

4つ目のビジョンは、「快適・便利で暮らしやすいまち那須烏山」を実現するため、市公共交通再編整備計画の策定を図るとともに、市民だれもが利用しやすい地域密着型公共交通ネットワークの形成促進、市民の心をつなぐ市内連絡道路網の整備促進、携帯電話不感地域の全面解消や2011年7月に完全実施が予定されている地上デジタル放送難視対策の推進、都市再生ビジョンの策定による市街地整備の推進を図ってまいりたいと考えております。

5つ目のビジョンは、行財政改革による持続可能なまち那須烏山を実現するために、協働によるまちづくりの拠点となる市民活動支援センター機能の整備検討、地域主権型国家ビジョンに対応できる行政組織への転換、本市独自の第2期行財政集中改革プランの策定による行革の進行管理の実施、市民や民間活力を活用した行政のスリム化、公共施設等跡地対策の推進、広域行政における消防基盤の再編整備や廃棄物対策の推進、病院事業改革の推進などを図ってまいりたい所存でございます。

また、現下の大きな課題といたしまして、昨年来の未曾有の経済金融危機による影響を受けている企業の雇用不安や生活不安が拡大をいたしております。したがって、新政権の政策

動向を十分注視をしながら、国、県対策や市内経済団体等との連携を図りながら、生活支援対策や雇用対策の充実などに一層取り組んでまいり所存でございます。

さらに、新型インフルエンザが猛威を振るっており、栃木県内におきましても2名が感染により尊い命を奪われている状況にあります。今後は、強毒性の鳥インフルエンザが発生することも懸念されておりますことから、国、県と緊密な連携を図りつつ、市民への深刻な健康危機への対応に万全を尽くしてまいり所存であります。ご理解とご協力をお願い申し上げます。

終わりになりますが、これから20年後の那須烏山市の社会構造を想定してまいりますと、少子高齢化が急速に進み、子供が少なくなり高齢者の数が激増するとともに、お年寄りのひとり暮らしの世帯が確実に急増してまいります。このような現象から、20年後、この那須烏山市に超高齢化社会が到来をしたとしても、市民の皆さんが安全に安心して暮らせる、ともに地域が支え合う施策を今のうちに着手すべきと考えております。

私の目指す福祉ビジョンは、子供はゆったりと安全に健全に育つ社会、ゆとりと安全をもって子育ての実感できる社会を構築することはもとより、どんなへき地であっても、市民の皆さんが生まれ育った地で、地域への愛着を持ち、地域で支え合いながら、人生の最期を迎えられる社会を実現することであります。まさに、これが人生究極の福祉ではないかと思えます。

したがって、市長2期目における市政運営の基本理念を「心の絆再生により安心安全に暮らせるまちを創る」と定め、地域全体の絆を深めるとともに、同時にIT技術等も活用しながら、子供や高齢者を見守る「地域の絆再生による安心安全ネットワーク」の形成を図るとともに、地域支え合いの核となる仮称多機能型福祉施設をまずはモデル地区に設置をし、その後市内各地に拡大をしていきたいと考えております。議員各位におかれましても、ご支援ご協力を切にお願い申し上げます。

以上、市長2期目の所信とさせていただきます。

さて、今期定例会、補正予算案件5件、条例の一部改正4件、議決案件1件、計10議案を上程をさせていただきます。何とぞ慎重審議を賜りますようお願いを申し上げます。開会にあたりましてのごあいさつ並びに所信とさせていただきます。

○議長（水上正治君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

---

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（水上正治君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において指名いたします。会議録署名議員に

17番 中山五男君

18番 樋山隆四郎君を指名いたします。

---

◎日程第2 会期の決定について

○議長（水上正治君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、さきに送付したとおり本日から12月4日までの4日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から4日間に決定いたしました。なお、会期中の会議の予定については、送付してあります会期日程表により行いますので、ご協力願います。

---

◎日程第3 発議第1号 議会広報委員会委員の選任について

○議長（水上正治君） 日程第3 発議第1号 議会広報委員会委員の選任についてを議題とします。

議会広報委員会委員の定数については、那須烏山市議会委員会設置及び運営条例第7条第2項の規定により定数8人となっておりますが、ただいま1人欠員となっておりますので、同条例第10条第1項の規定により、発議第1号のとおり指名いたします。

---

◎日程第4 議案第6号 那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部改正について

○議長（水上正治君） 日程第4 議案第6号 那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第6号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成20年度の人事院勧告により、職員の勤務時間についての現行の週40時間から週38時間45分へ改定する勧告がなされたことに伴いまして、本市におきましても上記勧



告及び国における取り扱いを尊重し、平成22年度より、職員の勤務時間を1日7時間45分、1週38時間45分に改定するため、関係条例について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、総務課長より説明をさせたいと思います。慎重審議を賜りまして、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（水上正治君） 次に担当課長の詳細な説明を求めます。

総務課長木村喜一君。

○総務課長（木村喜一君） それでは、ただいま上程になりました那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部改正についてご説明を申し上げます。

本改正につきましては、先ほど市長からの提案理由でも申し上げましたとおり、平成20年度の人事院勧告によりまして、職員の勤務時間について現行の週40時間から週38時間45分へ改定するよう勧告がなされたことに伴う改正でございます。

人事院では、この勧告に際し、50人以上の事業所の事務管理部門を対象といたしまして、その所定労働時間の調査を実施しております。それによりますと、過去5年間の民間の平均は1日7時間44分、1週38時間48分であり、1日15分、週当たり1時間15分程度公務員より短い水準で定着していると結論づけているところでございます。

この結果によりまして、勤務時間は給与と同様に基本的な勤務条件であり、民間と均衡させることが基本であるとし、職員の勤務時間を1日7時間45分、1週38時間45分に改定することが適当であるという勧告がなされたものでございます。なお、国におきましては、既に平成21年度よりこの勤務時間体系による運用が始まっております。

本改正はそのような人事院の勧告及び国における取り扱いを尊重いたしまして、本市におきましても平成22年4月1日より職員の勤務時間を1日7時間45分、1週38時間45分に改定することとし、その実施のために関係条例を改正するものでございます。なお、職員の勤務時間を1日15分短縮することに伴いまして、市の執務時間、本庁の開庁時間につきましても、現行の5時30分から5時15分までに変更になります。

それでは、具体的な改正内容をご説明申し上げます。1ページをお開きいただきたいと思います。なお、今回、付属資料といたしまして新旧対照表を用意してございますので、新旧対照表と見比べながらごらんいただければありがたいというふうに思います。

まず、第1条の那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部の改正でございますが、最初の第2条の改正につきましては、職員の1週間当たりの勤務時間についての改正でございます。まず、第2条第1項の改正では、基本となる一般職員の1週間当たりの勤務時間を改正しまして、週40時間としていたものを週38時間45分に改正いたします。

続いて同条第3項の改正につきましては、再任用短時間勤務職員の取り扱いにつきましても、

勤務時間を改正いたしまして、これにつきましても国家公務員の再任用短時間勤務職員の例にならしまして1週間当たり16時間から32時間までの範囲内で任命権者が定めるとしていたものを、15時間30分から31時間までの範囲内で任命権者が定めるというものに改めるものでございます。

続いて同条第4項の改正でございますけれども、任期つき短時間勤務職員の育児短時間勤務によってその職員の業務を補助的に処理するために採用した職員の勤務時間を改正いたしまして、これにつきましても同様に国家公務員の任期つき短時間勤務職員の例にならしまして、1週間当たり32時間までの範囲内で任命権者が定めるとしていたものを、31時間までの範囲内で任命権者が定めるというものに改めるものでございます。

続いて第3条第2項及び第6条第2項の改正につきましては、職員の1日当たりの勤務時間の割り振りとは職員が休憩時間についての改正であります。まず、職員の1日当たりの勤務時間の割り振りにつきましては、1日につき8時間としていたものを1日につき7時間45分に改正いたします。また、育児短時間勤務職員、再任用短時間勤務職員及び任期つき短時間勤務職員の勤務時間についても同様に改正することになります。

続いて職員が休憩時間につきましては、1日当たりの勤務時間を7時間45分に改定することに伴いまして、休憩時間を45分に短縮することができる場合の勤務時間の範囲を1日の勤務時間が6時間を超え7時間45分以下の場合に改めることとするものでございます。

続いて第12条第3項の改正でございますが、職員の年次有給休暇についての改正であります。通常年次有給休暇は1日または1時間の単位での取得が原則となっておりますが、1日当たりの勤務時間を7時間45分に改定することに伴いまして、年次有給休暇の残日数に1時間未満の端数が生じることがあるため、その端数処理についての特例を定めるものであります。

続いて第13条第2項の改正につきましては、病気休暇の期間についての改正であります。これまで公務上の負傷または疾病及び結核性疾患にありましては1年以内、その他の負傷または疾病にあつては180日以内でありましたが、このその他の負傷または疾病にかかる病気休暇の期間を原則90日以内とし、規則で定める負傷または疾病に限り180日以内と改めるものであります。なお、規則で定める負傷または疾病につきましては、悪性新生物、糖尿病、精神及び高度脳障害、高血圧性疾患、心疾患、妊娠、分娩などにかかる負傷または疾病等を予定しておりまして、一般的に長期間の治療期間を必要とする負傷または疾病に対しましては180日まで病気休暇を取得できるようにする予定としております。

また、第13条第4項といたしまして新たに項を設けることとしておりますが、これは病気休暇につきましても1日または1時間の単位での取得が原則となりますので、病気休暇の残日数に1時間未満の端数が生じることがあるため、その1時間未満の端数処理につきまして年次

有給休暇の1時間未満の端数処理の取り扱いを準用することとするものでございます。

続いて第16条第4項の改定につきましても、同様に組合休暇の残日数の取り扱いにつきましても、この組合休暇の1時間未満の端数処理につきましても、年次有給休暇の1時間未満の端数処理の取り扱いを準用することとするものでございます。

続きまして一部改正条例の第2条那須烏山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてであります。まず最初の第11条各号の改正につきましては、育児短時間勤務、子が小学校就学の始まる前までの期間で勤務をしている職員の1週間当たりの勤務時間の形態についての改正でございます。この育児短時間勤務をしている職員の1週間当たりの勤務時間の形態につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律第10条により、5つの勤務形態が定められております。

1つ目が、土曜日曜を週休日といたしまして、土日以外に1日につき3時間55分勤務すること。

2つ目が、土曜日曜を週休日としまして、土日以外に1日につき4時間55分勤務すること。

3つ目が、土日を含め週4日を週休日といたしまして、残りの週3日を1日につき7時間45分勤務すること。

4つ目が、土日を含め週4日を週休日といたしまして、残りの週3日のうち2日については1日につき7時間45分、残る1日につきましては1日につき3時間55分勤務すること。

5つ目が1週間当たりの勤務時間が19時間25分から24時間35分までの範囲内の時間となるように条例で定める勤務の形態に基づき勤務すること。

この5つの形態がございまして、その5つ目の週19時間25分から24時間35分までの範囲内の勤務形態について定めるのがこの第11条になります。この第11条の改正によりまして、この5つ目の勤務形態につきましては週に5日、または週に3日の勤務で職員の都合により1日の勤務時間を適宜設定いたしまして、1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分、24時間35分となるように勤務する形態の仕事をするものでございます。

続いて第17条の表の第13条第1項の項及び第19条の表の第13条第1項の項の改正につきましては、育児短時間勤務職員と任期つき短時間勤務職員についての時間内勤務手当の特例についての改正であります。これにつきましては、育児短時間勤務職員と任期つき短時間勤務職員が時間内を勤務した場合でございますけれども、通常の職員の正規の勤務時間に達するまで1時間当たりの給料単価の割り増しを適用せず、100分の100での給料単価により時間外勤務手当を支給することとしております。7時間45分に達するまでは100分の100という割り増しがない制度で対応するという内容でございます。

続いて第3条的那須烏山市職員の就学部分休業に関する条例の一部改正でございます。第2条第2項の改正につきましては、就学部分休業の承認時間についての改正でございます。この就学部分休業の承認時間につきましては、1週間の正規の勤務時間の2分の1を超えない時間について部分休業を承認するのが基本的な考え方になっております。これまでは週40時間勤務であったことから、明確に週24時間を超えない範囲内という表現をしていたところでございますが、1週間当たりの勤務時間を38時間45分に改定することに伴いまして、この2分の1の時間19時間22分30秒と細かな数字になりますが、この2分の1の時間を明確に規定すると時間管理が煩雑になるので、1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で職員の就学のため必要とされる時間について、5分を単位としての休暇を認めるというものに改めるものでございます。

続いて第4条的那須烏山市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正でございますが、この改正につきましては、ただいまご説明申し上げました那須烏山市職員の就学部分休業に関する条例の一部改正と同様の考え方でありまして、高齢者部分休業の承認時間を1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、5分を単位として休暇を与えるというものでございます。

続いて第5条的那須烏山市職員給与条例の一部改正でございます。第13条第2項の改正につきましては、再任用短時間勤務職員につきまして時間外勤務手当の特例についての改正であります。これは先ほどの職員の育児休業等に関する条例の一部改正でご説明いたしましたが、育児短時間勤務職員と任期つき短時間勤務職員の時間外勤務手当が、通常の職員の正規の勤務時間数に達するまでは1時間当たりの給料単価の割り増しを適用せず、100分の100での給料単価により支給するとした取り扱いがありましたが、これと同様に再任用短時間勤務職員につきましても、1時間当たりの給料単価の割り増しを適用せず、100分の100での給料単価により支給することとしていますので、1日当たりの勤務時間を7時間45分に改定することに伴いまして、この割り増しが適用されない勤務時間を7時間45分に達するまでというふうに改めるものでございます。

続いて第6条的那須烏山市保健福祉センター設置、管理及び使用料条例の一部改正についてでございます。第5条第1項の改正につきましては、保健福祉センターの利用時間についての改正でございます。職員の1日当たりの勤務時間を7時間45分に改定することに伴いまして、センターの利用時間を午前8時半から午後5時15分までに改めるものであります。

続いて第7条的那須烏山市こども館設置及び管理条例の一部改正でございますが、この改正につきましては、ただいまご説明申し上げました保健福祉センターの利用時間についての改正と同様に、職員の1日当たりの勤務時間を7時間45分に改定することに伴う改正であります。

こども館につきましては、利用時間の範囲についても見直しをしまして、これまで午前9時30分から午後6時までとなっていた利用時間を午前9時から午後5時までに改めるものでございます。これはこども館に勤務いたします職員の勤務時間を午前8時半から午後5時15分までといたしまして、本庁職員と同じ勤務時間帯にするためにこども館でのサービスを提供するための準備時間などを考慮いたしまして、勤務時間の範囲内での利用時間を設定しようとする考え方によるものでございます。

最後に附則についてでございますが、まず、施行日につきましては、冒頭でもご説明しましたとおり、平成22年4月1日からの適用を考えておりますので、原則的な部分は平成22年4月1日から施行することとなります。また、勤務時間の改正や病気休暇の期間の見直しに伴う経過措置といたしまして、附則第2項から第9項までに必要な経過措置を設けております。

まず、附則の第2項でございますが、現に病気休暇の承認を受けて休暇中の職員にかかる経過措置といたしましては、その職員につきましては改正後の原則90日以内を適用せず、負傷または疾病の内容にかかわらず、従前どおりの180日間は休暇が取得できるというようにするものでございます。

続いて附則の第3項から第5項までですが、育児短時間勤務職員にかかる経過措置でございます。これは1週間当たりの勤務時間が38時間45分になることに伴いまして、育児短時間勤務職員の勤務形態も変更になりますので、現に承認を受けている育児短時間勤務職員がいる場合の平成22年4月1日における変更手続を円滑に行えるよう所要の特例措置を設けるものでございます。

また、附則の第6項、第7項の就学部分休業に関する経過措置と、附則の第8項及び第9項の高齢者部分休業に関する経過措置につきましても、ただいま説明しました育児短時間勤務職員と同様に現にこれらの部分休業の承認を受けている職員がいる場合も、平成22年4月1日における変更届けを円滑に行えるよう所要の特例措置を設けるものでございます。

以上、長々となりましたが、那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部改正に関する補足説明とさせていただきます。

○議長（水上正治君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 市の職員の勤務時間及び休日及び休暇に関する条例等の一部改正についてでありますけれども、今、提案理由の説明にもありましたように、人事院勧告に基づいてこれまで1日8時間、週40時間の勤務が、1日7時間45分、1週38時間45分というふうに切りかえるために、それぞれの関係条例の改正を行うというものでありますけれども、

これにつきましては、勤務時間の短縮ということで労働条件の改善にはつながったかというふうには思いますけれども、市民の行政サービスをこれまでよりも低下させてはならないというふうには私は考えますので、どうしても開庁時間とかそういうものが短縮される場合にはそれはやむを得ませんが、職員の勤務等によりまして行政サービスがおろそかにならないように、どのような対策を講じられているのか、ご説明をいただきたい。

あわせて、市民へのこのように職員の勤務時間が変わりますよということの周知徹底ということにつきましても、重要ではないかなというふうに思いますので、そのサービスとあわせて地域住民への改正の周知徹底を図っていただきたいと思いますが、それについての対策を伺いたいと思います。

以上です。

○議長（水上正治君） 総務課長木村喜一君。

○総務課長（木村喜一君） 勤務時間が15分短縮になることによって、行政サービスの低下ということが懸念されるというお話でございますけれども、確かにその辺、行政にとりましては最大のサービス機関でございますので、市民に対する行政サービスが低下してはいけないというふうなことは念頭にございます。

その中で、職員の待遇なり、それから窓口をできるだけ来庁されたお客様が2カ所、3カ所に足を運ぶことのないような体制をつくりながら、サービスの向上に努めてまいりたいと思っております。あわせて、現在、南那須庁舎、烏山庁舎、火曜日、木曜日それぞれ窓口時間延長を実施しておりますが、これにつきましては引き続き対応していきたいと考えております。

それから、市民への周知徹底でございますけれども、議決いただいた際にはお知らせ版、広報、今月15日からホームページがリニューアルされますので、そういったときに周知するのとあわせて、窓口に来庁された方に開庁時間の変更のお知らせをして徹底を図っていきたいと考えております。

○議長（水上正治君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 時間短縮は労働者の立場から言えばいいわけですがけれども、行政職員は全体の奉仕者ということで、市民の立場から言えば、特に役場の職員というのは地域住民に近いところにいるわけでありますので、窓口とかそういう対応が非常に大事なわけであります。例えば税金の収納でも何でも制度改正があった場合に、窓口に行って、これは去年と違うんじゃないのというふうに聞いたときに、私はちょっとわかりませんので担当者を呼んでまいりますなんていう説明を受けまして、上司の者が来たときに、何でしょうかと初めから聞き直すというか、そういうことに対する不信が非常に市民の間であるんです。

そういう問題も含めて、労働時間を短縮することは大いに結構なんですけど、市民の目線に立

って親切で要求にしっかりとこたえられる職員づくり、そういう教育の趣旨徹底もあわせて図っていただきたい。人事院勧告によりまして、ボーナスのカットとか、給与もことしの4月からさかのぼって減らされるということで、職場内での士気も大いに下がってはいると思うんですが、しかし、市民の目線から見れば、役場職員に期待するところは非常に大きいわけであります。そういう点で士気の高揚というか、教育、住民の立場に立って優しくて要求にしっかりとこたえるというような行政のたらい回しで、これはうちじゃありません、ほかの課に行ってくださいみたいなやり方じゃなくて、きちっと対応していただけるような教育をお願いしたいと思うんですが、それについての回答をお願いしたいと思います。

○議長（水上正治君） 副市長石川英雄君。

○副市長（石川英雄君） 今、平塚議員がおっしゃったとおりでございますので、私のほうでまだまだ職員にそういった意識改革がされていないということは認めてございます。したがって、この前の朝礼等でも再三指示いたしました。また、課長会等においても指示いたしました。すぐできるかどうかということにはちょっと確信できませんが、今、平塚議員がご指摘のようなことがないように、こういったものは毎日朝礼等も行っておりますので、課長等からそういうことを職員に訓示しろということで指示してございます。時間がかかるかもしれませんが、あすにも改革できるよう努めてまいりたいと思いますので、ひとつご理解を賜りたいと思います。

○議長（水上正治君） 17番中山五男君。

○17番（中山五男君） 3点をお伺いいたします。まず、1点目ですが、これまでの勤務時間8時半から夕方の5時半までを5時15分までにするということになりますと、夕方15分短縮したことになるわけです。今、正規の市役所の職員、この間給与改定の際、総務課長の説明ですと268名と聞いております。この268名が15分全部短縮ということになりますと、1日延べ67時間短縮したことになるわけですね。この67時間といいますと、今度の勤務時間が7時間45分ですから、これで割りますとおよそ9人分の職員を削減したと同じようなことになるわけです。そうしますと、この9人分も勤務時間を短縮したことによって、逆に残業がふえないのかどうか。これを少々心配しております。この辺のところ、どのように考えておられるか。これがまず1点です。

次に、きょうお渡しいただきましたこの新旧対照表の2ページの間、左側に、第6条の休憩時間ですが、ここでは休憩時間を45分以上、1時間未満とすることができる。これは今回も変わっていません。具体的にこれから市役所の職員、8時半から5時15分の間にこの休憩、休息時間をどこの範囲内でどのような取り方をするのか、お伺いしたいと思います。

それにもう1点、今回の条例改正の中に病気休暇の承認を受けた職員についても該当してい

るようではありますが、現在、病気休暇の職員が何名おられるのか。この人数についてお伺いします。

以上です。

○議長（水上正治君） 総務課長木村喜一君。

○総務課長（木村喜一君） 勤務時間を15分短縮することによって、残業への影響が出てこないかというふうなご指摘でございますけれども、市の事務事業につきましては、継続するものは継続する、それから、廃止するものは廃止するというようなことで基本的な考え方でやっておりますが、なかなか事務事業が減らないという部分もありまして、議員ご指摘のとおり残業はやや増加の傾向にございます。ただ、やみくもに残業するというのではなくて、その事務の仕方の改善等を図りながら残業時間の縮小に努めるよう、これからも職員のほうの理解を求めていきたいというふうに思っております。

それから、休憩時間の取り方でございますが、基本的に休憩時間は12時から午後1時までというふうな1時間になっております。その間、南那須庁舎、烏山庁舎におきましては窓口対応をしておりますので、窓口対応している職員につきましては窓口対応した時間が過ぎてからの1時から2時までというふうな対応をとっております。

それから、図書館あるいは保育園等につきましては、勤務時間がなかなか一定するわけではございませんので、職員を割り振りしながら12時から1時まで、1時から2時まで、それが不具合のところにつきましては、その施設内での勤務時間を整理しまして休憩時間をとっているということになります。

なお、平成19年から休憩時間を1時間にいたしましたけれども、その前は休憩時間というのが15分、15分定められておりましたけれども、今、休憩時間はございません。休憩時間のみでございます。

それから、傷病休暇の関係でございますけれども、傷病休暇で長期休暇を取った職員でございますね。平成20年度におきましては16人おりました。平成21年度は今まで6人おりますが、現在は1名のみが引き続き休暇を取っているという状況でございます。それぞれ職員によりまして休暇内容は違いますが、実態的にはそういった実態があるという内容でございます。

以上でございます。

○17番（中山五男君） 了解しました。

○議長（水上正治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありません。



〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 討論がないようですので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第4 議案第6号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決いたしました。

---

◎日程第5 議案第7号 那須烏山市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

○議長（水上正治君） 日程第5 議案第7号 那須烏山市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第7号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、雇用保険法等の一部を改正する法律により、地方公務員災害補償法が改正されたことにより、平成22年1月1日より地方公務員である船員が公務災害補償の適用対象となることに伴い、非常勤の職員である船員についても制度上の整合性から本条例の適用対象とする必要があるため、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、総務課長より説明をさせますので、慎重審議を賜りまして、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（水上正治君） 次に、担当課長の詳細な説明を求めます。

総務課長木村喜一君。

○総務課長（木村喜一君） それでは、ただいま上程されました那須烏山市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

先ほど新旧対照表をお配りしたところでございますが、この条例改正につきましては、文章の表現内容だけでございますので、新旧対照表を用意いたしませんでしたのでお許しいただきたいというふうに思います。

では、1ページをお開きいただきたいと思います。今回の改正につきましては、ただいま市長から提案理由の説明もありましたとおり、雇用保険法等の一部改正に起因したものでございます。この改正におきましては船員保険法も改正されておりまして、従来よりこの船員保険につきましては、船員という職務の特殊性から一般の社会保険で対象とされる負傷、疾病部門のほか、労災保険部門や雇用保険部門などの広い範囲を取り扱う保険制度でありました。

こういったことではございましたが、行政改革による効率化を目的といたしまして労災保険部門は労働者災害補償法による保険制度に、雇用保険部門は雇用保険法による保険制度に統合されました。これにより、地方公務員である船員についての公務災害についても、これまで船員保険で補償を行っていたところではございますが、地方公務員災害補償法により補償を行う必要があり、同法の改正がなされたものでございます。

なお、この地方公務員災害補償法は常勤の職員を対象としたものでありまして、常勤ではない非常勤の職員につきましては、各自治体が非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例を定めまして、公務災害補償を行っているところであります。この船員に関する取り扱いにつきましては、那須烏山市におきましては船舶を所有しているわけでもなく、また、適用対象も存在しませんが、現実に適用対象が存在しない場合であっても制度上の整合性を図る必要があることから、本条例を改正するものでございます。

では、具体的にご説明申し上げたいと思います。本条例の第16条につきましては、これまで船員である非常勤の職員を本条例の適用除外としていた部分がありますが、これを適用対象とするため、船員である職員を除く規定を削除しまして、非常勤の職員である船員も対象とするよう改めるものでございます。

なお、施行日につきましては、船員保険の制度改正が平成22年1月1日からとなっておりますので、これと同様に平成22年1月1日から施行することとしております。

以上、簡単でございますが、那須烏山市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正に関する補足説明とさせていただきます。

○議長（水上正治君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 討論はないようですので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第5 議案第7号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決いたしました。

---

◎日程第6 議案第8号 那須烏山市国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（水上正治君） 日程第6 議案第8号 那須烏山市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第8号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方税法等の一部改正に伴い、国民健康保険税の所得割の算定等における課税の特例について定めるほか、所要の改正を行うものであります。これらの改正につきましては、過日、国民健康保険運営協議会において承認をいただいております。

詳細につきましては市民課長に説明をさせますので、慎重審議を賜りまして可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（水上正治君） 次に、担当課長の補足説明を求めます。

市民課長高橋 博君。

○市民課長（高橋 博君） それでは、ただいま上程されました議案第8号 那須烏山市国民健康保険税条例の一部改正について、詳細説明を申し上げます。

最初に、条例改正の概要について説明申し上げます。今回の改正につきましては、那須烏山市国民健康保険税条例の附則第3項から第12項までは、いわゆる地方税法等の規定に伴う国民健康保険税の所得割の算定方法が特例で規定されておりますので、今回、平成20年4月30日法律第21号並びに平成21年3月31日法律第9号の地方税法等の一部を改正する法律が平成22年1月1日から一部施行されることに伴いまして、上場株式等にかかる配当所得等の課税の特例に関する規定を整備するため、新たな附則第2項を追加する等所要の改正を行うものであります。

具体的な改正内容としましては、今回、主なものが4点でございます。まず、第1点としましては、上場株式等にかかる配当所得にかかる特例として、分離課税を新たに設けるものでございます。

第2点目としましては、特定の土地等の長期譲渡所得についての特例を適用することとするものでございます。

第3点目としましては、上場株式等にかかる損失、株を売買したときの損失と上場株式等にかかる配当所得間の損益通算が特例として設けられたものでございます。

次に、第4点目としまして、先物取引の雑所得等にかかる特例として、先物取引にかかる譲渡所得を課税の特例に加えるものでございます。なお、これらの改正につきましては、市民税等の課税においても同様の改正が本年3月31日の専決処分において特になされておまして、これと同様の改正を行うものでございます。

それでは、条例改正について別添新旧対照表により、ご説明申し上げますので、まず、1ページをごらんになっていただきたいと思います。アンダーラインの部分が今回改正となります。最初に、上場株式等にかかる配当所得にかかる国民健康保険税の課税の特例が参考として新たに追加された分でございます。これらにつきましては分離課税が適用された条文でございます。

次に、第4項でございますが、これらにつきましては新たに第3項が追加されたため、従来の第3項が第4項になります。また、特別措置法第35条の2第1項が追加されます。これにつきましては、長期譲渡所得の特例の控除を追加とするものでございます。いわゆる土地等の譲渡所得については1,000万円の特別控除の特例が規定された分でございます。

次に、第4項が第5項に変更になっております。これらにつきましても、第3項の追加に伴う項の繰り下げでございます。

続きまして2ページをごらんになっていただきたいと思います。現行の第4項が先ほど申し上げました第5項となりまして、租税特別措置法第35条の2第1項の追加に関連しまして、本項中の読み替えの規定の整備を今回行うものでございます。

次に、第5項を第6項に改めております。

次に、上場株式等にかかる損失、株を売買したときの損失と上場株式等にかかる配当所得間の損益通算が特例として設けられたことに伴い、新たに附則第7項を追加するものでございまして、この第7項の分が新たに今回追加となります。なお、現行の第6項につきましては、新しい附則第3項と第7項を追加されたことに伴い2項ずつ繰り下げることになりまして、第6項を第8項とするものでございます。

その中で、現行が前項とありましたが、附則の繰り下げに伴って附則第6項に改めるものでございます。次に第7項が第9項にということで改めます。先ほどの第5項を第6項に改めるものでございます。

次に、3ページをごらんになっていただきたいと思います。第8項を第10項と改めます。これらにつきましては、先ほどから申し上げました第2項が新たに追加になった2項繰り下げた分でございます。これらにつきましては、先物取引にかかる譲渡所得を課税の特例に加えるものでございます。

最後になりますが、現行の第9項から第12項につきましては、それぞれ新しい附則が追加されたことに伴い、それぞれ2項ずつ繰り下げた改正のみでございます。なお、条文の附則につきましては、それぞれ改正条例に伴う施行期日及び適用区分の改正となるわけでございます。

以上で詳細説明とさせていただきます。

○議長（水上正治君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 株式等の譲渡損失の損益通算及び繰越控除にかかる国民健康保険税の課税の特例ということにつきましては、株式の売買で損をした場合には適用になるということが追加されたということはわかるんですけども、これはいわゆる所得割、資産割、均等割、平等割というのが組み立ての中にあるわけですけども、その所得割の部分についてこの部分が対象になるというふうに考えられるんでしょうが、その下のほうに先物取引にかかる雑所得の金額は特例ということでございますが、これは特例ということは課税の対象にならないというような理解なのかどうか。損失についてその損失は認めますよと。だけど、先物取引で所得を得たものについては特例で課税を免れるのを認めましょうということになると、金持ち優遇になってしまうのではないかというふうに私は思うんですけども、その辺の考え方をち

よつとご説明いただきたいというふうに思います。

○議長（水上正治君） 市民課長高橋 博君。

○市民課長（高橋 博君） まず、第1点の今回の株式等の関係でございますが、これは議員のおっしゃるとおり、今回の改正につきましてはあくまでも所得割についての改正ということでございます。ご承知のとおり、資産割、均等割、平等割とありますが、今回のこの改正は所得割分の改正ということでございます。

また、損益関係につきましては、先物取引等の関係につきましても、算定にあたってはその所得に含まれるという改正でございます。

以上でございます。

○16番（平塚英教君） 課税の対象になるということですね。わからないけどわかりました。

○議長（水上正治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よつて、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第6 議案第8号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。よつて、議案第8号は、原案のとおり可決いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時17分

○議長（水上正治君） 休憩前に引き続き再開いたします。

◎日程第7 議案第9号 那須烏山市図書館設置及び管理条例の一部改正について

○議長（水上正治君） 日程第7 議案第9号 那須烏山市図書館設置及び管理条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第9号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、市立図書館の開館日を増すとともに、開館時間等を統一することで利用者にわかりやすく利便性の高い図書館運営を図るため、休館日及び開館時間について所要の改正を行うものであります。

具体的には、南那須図書館と烏山図書館の休館日を月曜日に統一するとともに、月曜日を除く祝日を開館するというものであります。これによりまして、年間開館日約14日の増加が見込まれます。また、利用状況等を考慮の上、開館時間をすべて午前10時から午後6時までに統一することで、利用者にわかりやすい運営とするものでございます。

詳細につきましては、生涯学習課長より説明をさせますので、慎重審議を賜りまして、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（水上正治君） 次に、担当課長の詳細説明を求めます。

生涯学習課長鈴木 傑君。

○生涯学習課長（鈴木 傑君） それでは、新旧対照表をお手元に配付させていただきましたので、ごらんいただきたいと思います。

それでは、改正内容につきましてご説明申し上げます。新旧対照表にございます第1条、第4条及び第8条の改正につきましては、社会保険法の一部改正に伴いまして文言等の改正を行ったものでございます。第5条、第6条の改正は、図書館を開館する日時を烏山図書館と南那須図書館に区分しないで統一することとして改正するものでございます。

現在、図書館の開館方法につきましては、烏山図書館が金曜日が休館となっております。南那須図書館が月曜日が休館となっております。4月から9月までは午後7時まで開館し、10月から3月までは午後6時までの開館となっており、季節に応じまして開館時間を区分し

ているのが現在でございます。

毎月の1日は現在休館としておりますが、また、毎週水曜日も午後1時までを休館としているところでございます。土曜日と日曜日におきましては、午後5時まで開館となっているのが現在でございます。このように季節や曜日及び祝日と休館日の重複による振替休館などによって利用できる日時が複雑になっているため、利用者の皆様に対しまして烏山図書館のカレンダー、南那須図書館のカレンダーを表裏に刷りまして、2種類のカレンダーを1枚にまとめましたカレンダーを市民に配布いたしまして周知を図っている現状でございます。さらに、これらの開館時間に対応するため、図書館職員の勤務体系を早出の職員と遅出の職員に区分するなど2通りの職員勤務体制を行っているところでございます。

このようなことから、図書館運営をスムーズに図るとともに、図書館奉仕に関する業務の充実を図ることとして、図書館開館方法について年間を通じて統一するものでございます。開館する日を烏山図書館、南那須図書館ともに区分せず、毎月1日を休館、毎週月曜日を休館、年末年始の期間を休館、特別な場合の整理期間を休館として統一いたしまして、これらの日以外は原則としてすべて開館するものとしたものでございます。

つまり、国民の祝日等市民の方々への休日にあたる日における利用者の利便を図るため、休館日となっている月曜日以外の国民の祝日にあたる日を開館することとしたものでございます。開館時間につきましては、年間を通じまして午前10時から午後6時に統一するものでございます。以上のとおり、総括的においては利用者の利便を引き上げる方法で烏山図書館と南那須図書館の開館を統一する改正とするものでございます。

附則につきましては施行日について制定いたしまして、開館する日時に関する事項につきましては、平成22年4月1日から施行することといたしまして、社会教育法の改正に基づく改正事項状況につきましては、公布の日より改正すると定めたものでございます。

この改正案につきましては、図書館協議会の会員の方々において1年間にわたりましてご協議をいただきまして、ご決定をいただいていることをご報告申し上げまして、詳細の説明とさせていただきます。

以上です。

○議長（水上正治君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

19番滝田志孝君。

○19番（滝田志孝君） 今、図書館の詳細な説明をいただいたんですが、現実的に休みを統一することは結構なことと思うんですが、時間的に見ますと休みが増えること、時間も閉館時間が早くなること、何だか時代に逆行するんじゃないかなと。私ども研修に行きますと、ど



ちらかというとは年中無休、場合によるとボランティアの方も含めて指定管理者でやるとかそういうところが随分ふえてきたんですね。そういう中で、ちょっとマイナス志向であるのかなと思うんですが、そこらの考え方はいかがでしょうか。

○議長（水上正治君） 生涯学習課長鈴木 傑君。

○生涯学習課長（鈴木 傑君） 今、ご質問いただきましたように、市民サービスの関係のご質問と承りまして、現在、開館時間を延長することは当然すばらしいことですが、やはり行政経営する場合に、開館時間を延ばすということは先ほどご説明申し上げましたように、2つの勤務体系の職員体系をもたなければなりません。今回の改正に基づきまして、1つの職員配置体系で運営ができます。

その結果、この改正で1年間の開館時間に対しましてはやはり減らすことはサービスの低下にあたるので、総体的にはふやす方向になっております。ふやす時間につきましては約30時間ほどでございますが、年間を通じまして開館時間がふえておりますので、そういう意味で利用者の利便につきましては対応できるかと判断させていただきました。

もう1点、朝の1時間と夕方の30分ないし1時間の開館時間の縮小した部分でございますが、その部分の利用者につきましては、5人から10人の方の利用の統計をとらせていただきましたので、その方に対しましてご説明申し上げれば、今後の利用につきまして祝日が開館になったことに基づきまして利用が便利になる方向になるのではないかと判断させていただきましたので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（水上正治君） 19番滝田志孝君。

○19番（滝田志孝君） 今回、検討委員会の方々が1年間かけてお骨折りをいただいてそういうふうにしたということでもありますので何とも言えないんですが、今後統計等をとっていただきまして、利用人口、そういうものを含めて検討していただきたい。そういう希望を申し上げます。

○議長（水上正治君） 生涯学習課長鈴木 傑君。

○生涯学習課長（鈴木 傑君） これからも利用される市民の方々のご意見等は十分に拝聴しながら、また、統計等も十分にとりながら、今回の改正に伴いました執行については十分に執行させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（水上正治君） ほかに質疑はございませんか。

13番平山 進君。

○13番（平山 進君） 私も滝田議員が言われるような、どちらかという今回の変更理由、開館日を統一する、勤務体制を一元化するんだというような話でしたね。これは利用する

側に対しての配慮が逆に言えないのかなど。この1、2年、実際の利用者の推移はどのようになっているのか。また、貸し出し数が旧烏山、旧南那須館の数字等あれば教えてもらいたいと思います。

○議長（水上正治君） 生涯学習課長鈴木 傑君。

○生涯学習課長（鈴木 傑君） 合併する前は烏山図書館も南那須図書館も月曜日が休館日となっていました。合併に伴いまして、「利用者の数」の声あり）南那須図書館が年間4万9,313人、烏山図書館が1万4,465人というのが平成20年度の統計となっております。以上です。

○議長（水上正治君） 13番平山 進君。

○13番（平山 進君） これは月平均にしたらどのぐらいの変動になるんですか。平成20年、平成21年に施行されてですね、そういった動向の数字があつてこういうふうな改革案が出たんだと思うんですね。だから、それが本当に利用者のほうに向けた開館日になっているのか、時間帯になっているのか。この辺のところを配慮されているかどうか。利用者の変動、これがちょっと月単位で言ってもらえればありがたいんですが。

○議長（水上正治君） 生涯学習課長鈴木 傑君。

○生涯学習課長（鈴木 傑君） 数字を申し上げることはできるんですが、数字を申し上げてよろしいですか。南那須図書館4月ですと3,843人、5月が3,922人、6月3,739人、7月5,252人、8月5,817人ということで、休みの日がふえますと利用者がふえます。9月が4,184人、10月4,195人、11月4,331人、12月3,593人、1月3,575人、2月3,128人、3月4,234人となっております。烏山図書館につきましては、4月1,077人、5月1,197人、6月1,413人、7月1,459人、8月1,847人、9月1,132人、10月1,206人、11月1,077人、12月903人、1月1,109人、2月921人、3月1,124人ということで、統計をとらせております。

そして、今、ちょっと追加説明させていただきますが、月曜日と金曜日それぞれ休館しておりますので、双方の休館日、例えば月曜日が南那須図書館が休館でございますので、烏山図書館はその月曜日にふえているかどうかという統計と、金曜日が烏山図書館が休館日となっておりますので、そのときの南那須図書館の入館者数がふえているかどうかという調査をした結果、どちらもふえておりませんので、利用者の方は休館日を統一をとっても影響はないということで事務局として判断させていただきました。

そういう関係で、利用者の利便につきましては極力最小限のデメリット、開館時間の短縮というデメリットを考慮しまして、開館日数をふやしましてメリットのほうを拡大する方向づけでございますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（水上正治君） 13番平山 進君。

○13番（平山 進君） 今の数字、述べてもらいました。これは各月を見て、南那須と烏山の利用者というのは3分の1、これだけの差があるわけです。これの職員配置というようなものも考慮されているんですか。

○議長（水上正治君） 生涯学習課長鈴木 傑君。

○生涯学習課長（鈴木 傑君） 現在、南那須図書館は6名で職員3名の非常勤職員3名でございます。烏山図書館は3名でやっております。勤務時間を統一することに伴いまして、職員勤務が統一されますから、片方で休みの場合は片方の職員が別な図書館に勤務する対応も可能になりますので、そういう利便性も考えてございます。

○議長（水上正治君） 休憩します。

休憩 午前11時33分

再開 午前11時36分

○議長（水上正治君） 休憩前に引き続き再開いたします。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第7 議案第9号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第8 議案第10号 南那須地区広域行政事務組合同規約の変更に関する協議  
について

○議長（水上正治君） 日程第8 議案第10号 南那須地区広域行政事務組合同規約の変更に関する協議についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第10号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

南那須地区広域行政事務組合におきましては、行財政基盤の強化及び地方分権化に対応するために効率的、効果的な行財政システムの構築を図り、行財政改革を推進するため、行財政改革推進本部が設置をされまして、各種の事務事業について議論し、及び内容の検討が行われてまいりました。

その結果、准看護学校につきましては、今後管内出身の学生の入学及び管内医療機関に勤務する学生を望めないことから、准看護学校の設置及び管理に関する事務を平成22年4月1日から廃止することで、運営を委託しておりました財団法人南那須医師会と協議が調いましたので、共同処理する事務から削除いたしたく、南那須地区広域行政事務組合同規約の一部を変更するものであります。

つきましては、この規約の一部を変更することにつきまして、関係市町が協議することにつき、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。慎重審議を賜りまして、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（水上正治君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 議案第10号の広域行政の規約の変更でございますが、今、提案理由にありましたように、准看護学校の設置及び管理に関する事務を広域行政で廃止するというに伴って、これをなくすということを提案するものでありますが、これは参考資料の新旧対照表によりますと、南那須地区総合健康センターの設置及び管理運営に関する事務というのに関連するものであります。ここで、准看護学校がやられていたわけでありまして、この

准看護学校が今年度をもってやめるということになりますと、この南那須地区総合健康センターはどのようになるのか。今までのとおり、南那須医師会の会合の場とするということにはわかるんですけども、今までの純然たる准看護学校の施設としては使用されないというふうに思うんですが、その辺の今後の来年度からの管理及び運営方法についてはどうするのか、ご説明をいただきたいと思います。

○議長（水上正治君） 総合政策課長国井 豊君。

○総合政策課長（国井 豊君） 健康管理センターの関係でございますが、現在、あの建物の中には今、議員ご指摘のように広域行政で運営しております准看護学校、さらに南那須医師会の事務局が入居いたしておりますし、あわせて市におきまして臨時職員を1名だったかと思いますが、勤務をしている状況でございます。

今回、この広域行政の規約の一部改正に伴いまして准看護学校が廃止されるということになりますと、あの建物は当然今も広域行政事務組合の財産でございますので、そのまま管理については南那須広域行政事務組合が管理を行うという形になろうかというふうに思っております。

なお、今、広域行政事務組合の負担金の関係につきましては、実質那須烏山市が維持管理費用等については相当額本市が負担しているという状況でございますので、今後の建物の管理等については今後広域行政事務組合の中で検討されるものであろうというふうに思っております。

○議長（水上正治君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 今の説明の中で、臨時職員1名を配置しているというのは、その広域行政から配置しているんですか。それとも市のほうから配置しているんですかね。この看護学校がなくなると、その臨時職員の派遣はなくなるんでしょうか。広域の仕事なのか、その辺ちょっとわかりませんので。

○議長（水上正治君） 健康福祉課長斎藤照雄君。

○健康福祉課長（斎藤照雄君） 臨時職員の派遣は市からでございます。健康福祉課の予算で派遣しております。これにつきましては、健康センターを活用しまして数々の検診とかそういったものを市としても利用させていただいておりますので、それらの受付あるいはその健康センターを利用する団体等の受付をやっておりますので、毎日ではないのですが、週に2日程度臨時の職員を配置しているという現状でございます。よろしいでしょうか。

○議長（水上正治君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） この間、健康診断に行ったんですけども、今まで健康管理センターでやられていたんですが、今は公民館のほうに変わったんですよね。それで、ほかの事業と重なる場合には駐車場もなかなか確保できなかったり、着替えたりするところも健康管理センターのときよりもいろいろとあっちに行ったり、こっちに行ったりと苦勞するような状況が

あったんですが、いわゆる室内の温度を保つには公民館のほうがいいのか、そこはちょっとわかりませんが、健康管理センターの役目を果たしていないんじゃないかなというのが私の感想なんですけれども、その辺も踏まえて、単なる南那須医師会の事務局を置くとか、健康関係の受付だけをするというにしては、ちょっと健康管理センターは広過ぎるのではないかというふうに思うんですけれども、もっと有効な考え方はとれないものかどうか。その辺どうなんでしょうか。

○議長（水上正治君） 副市長石川英雄君。

○副市長（石川英雄君） 今、こちらの保健福祉センターを中心にいろいろ妊婦健診とか1歳児、2歳児健診、そういったものをこちらに集中的に行っている状況でございます。したがって、旧烏山地区の方でも例えば妊婦さんとかそういう方で車に乗れない方も非常にいるわけでありまして。そういった方が烏山線を利用したり、タクシーを利用するということが大変不便だという要望もございますので、できれば以前は烏山地区と南那須地区でそういった健康診断等、妊婦健診等をやっていたわけでございますので、それを烏山地区の健康管理センターのほうでも復活すべく、そういうことを検討してございますので、ぜひご理解賜りたいと思っております。あちらの施設を再利用して住民の健診とか妊婦健診の充実、利便性を図っていきたいということで検討してございますので、できれば平成22年度から復活していきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

○議長（水上正治君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よってこれで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第8 議案第10号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は、原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。日程第9 議案第1号から日程第13 議案第5号までの平成21年度一般会計補正予算、特別会計補正予算、水道事業会計補正予算の5議案を一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

---

◎日程第 9 議案第1号 平成21年度那須烏山市一般会計補正予算（第4号）  
について

◎日程第10 議案第2号 平成21年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

◎日程第11 議案第3号 平成21年度那須烏山市熊田診療所特別会計補正予算（第2号）について

◎日程第12 議案第4号 平成21年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

◎日程第13 議案第5号 平成21年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（水上正治君） したがって、議案第1号 平成21年度那須烏山市一般会計補正予算（第4号）から議案第5号 平成21年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第2号）までの5議案を一括して議題とします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま一括上程となりました議案第1号から議案第5号までの提案理由の説明を申し上げます。

まず議案第1号 平成21年度那須烏山市一般会計補正予算（第4号）についてであります。概要であります。補正予算額は1億5,255万円を増額いたしまして、補正後の予算総額を122億6,393万4,000円とするものでございます。

内容につきましては、平成21年度第4四半期に入るところでございますが、事業費の精算

確定に伴うものや、速やかに対応しなければならない新たな事務事業が生じたことから、今回、補正予算を編成したところでございます。なお、人件費は11月24日に臨時議会を開催して可決をいただきました給与改定に伴う減額及び職員の早期退職に伴う退職手当組合負担金等の増額補正を今回あわせて行いました。また、追加の雇用対策といたしまして、緊急雇用創出事業費補助金を活用いたしまして、5名を雇用いたしたいと思っております。

なお、補正予算の主な内容は、次のとおりでございます。歳出につきまして、総務費は一般会計、財団法人南那須自然休養村、木島松穹先生句碑建立委員会を財政調整基金に積み立てをし、また、ふるさと応援給付金を基金に積み立てる予算措置を講じました。

ユビキタスタウン構想推進事業費は、国の第1次補正予算見直しによる補助金削減に伴う一般財源振替対応によりまして、事業を実施するための予算措置であります。

さらに、交通安全対策用道路反射鏡設置費用及び防犯対策としての防犯灯整備費を追加計上いたしました。

徴税費は法人の修正申告による過年度還付金を計上いたしました。

衆議院議員選挙費、市農業委員会委員選挙費及び農林業センサス工業統計調査は事業費確定による精査を行ったところであります。

民生費は新たに地域自殺対策緊急強化事業費や障害者自立支援事業費を計上するとともに、子育て支援事業のこんにちは赤ちゃん祝金を増額補正いたしました。また、各保育園の管理運営費を追加計上いたしました。

衛生費は、普通交付税の確定に伴う広域行政事務組合の算入分を追加計上し、新たに国政の新型インフルエンザワクチン接種事業費に市特別助成枠を加えての予算計上いたしております。

また、生ごみ処理機補助金交付者の利用状況等追跡調査にかかる費用を計上いたしました。

農林水産業費の主な内容は、県の補助事業を導入し、あらたに森林整備、地域活動支援交付金事業費を計上いたしまして、また、事業費確定に伴う元気な森づくり推進事業費を増額補正し、森林整備加速化、林業再生事業につきましては、減額補正を行ったところでございます。

商工費は、来年4月1日からスタートいたします仮称消費生活センター準備経費を計上いたしました。

土木費におきましては、道路整備費は事業費の精査に伴う予算の組み替えが主でございますが、2事業の増額に伴う追加を計上いたしました。

消防費につきましては、新たに平成23年度に本市で開催予定の栃木県総合防災大会にあわせまして、女性消防団の設置による安全で災害に強い地域づくりにかかる事業費及び国からの全額補助による防災情報通信設備、全国瞬時警報システム導入費の予算措置を講ずることといたしております。



教育費の主なものは小中学校に保管をされています理科薬品を廃棄処分するための費用並びにインフルエンザ予防対策として普通教室と保健室に加湿器を導入するための経費であります。また、烏山中学校体育館改修事業にあわせまして、緞帳設置費や緑地運動公園のソフトボール、グラウンド整備費を新たに計上いたしました。南那須給食センターは維持管理費を追加計上によるものでございます。

災害復旧費は、8月10日の集中豪雨による市単独の災害復旧事業費補助金2カ所を計上いたしております。

歳入でございます。地方交付税のうち、普通交付税につきまして増額補正をいたしました。国庫支出金につきましては、民主党政権による第1次補正の見直しによる地域情報通信技術利活用推進交付金の減額が主でございます。県支出金は新型インフルエンザ接種助成費臨時補助金、緊急雇用創出事業費補助金などになっております。

寄附金につきまして、元七合診療所医師米山正人様、木島松穹先生句碑建立委員会会長馬場信雄様、匿名様、また、ふるさと応援寄附金を小鍋泰弘様、匿名2名様から賜りましたものにつきましては、その趣旨に沿いまして予算措置をいたしておりますので、ここにご芳志に対し、深く敬意を表し、ご報告申し上げます。

なお、9月議会におきまして、中山五男議員から要望のありました歳入財源の充当先がわかりづらいということでもございました。国県支出金についての充当先を歳出の説明欄の括弧書きで記入をいたしましたので、ご報告させていただきます。

議案第2号は、国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてでございます。事業勘定の補正予算額は、歳入歳出額にそれぞれ1,094万3,000円を追加し、補正後の予算総額33億3,725万9,000円とするものでございます。内容につきましては、人間ドック検診費補助金並びに退職被保険者にかかる療養費等に不足を生じる見込みになったために、所要額を計上したものでございます。これらの財源につきましては、前年度繰越金をもって措置をいたしました。

次に、診療施設勘定の補正予算額は、歳入歳出額にそれぞれ250万円を追加し、補正後の予算総額を1億2,609万7,000円とするものでございます。内容は、七合診療所の医療材料費に不足を生じる見込みのための所要額を計上したものでございますが、これらの財源につきましては診療収入をもって措置をいたしております。なお、本案は、過日の国民健康保険運営協議会に諮問し、原案どおりの答申を得ております。

議案第3号は、熊田診療所特別会計補正予算（第2号）についてでございます。今回、提案をいたしました補正予算は、歳入歳出額にそれぞれ446万7,000円を追加し、補正後の予算総額5,095万3,000円とするものでございます。内容につきましては、職員人件費

の精査並びに医薬材料費に不足を生じる見込みのための所要額を計上したものでございますが、これらの財源につきましては、基金繰入金、一般会計繰入金及び前年度繰越金をもって措置をいたしました。

議案第4号は、下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。今回、提案をいたしました補正予算は、南那須処理区における下水道新規接続に伴う一括報償金及び排水ます設置にかかる工事請負費を精査し、その所要額100万円を計上したものでございます。この財源につきまして、下水道受益者負担金をもって措置をいたしております。

議案第5号は、水道事業会計補正予算（第2号）についてでございます。主な内容でございますが、営業費用において施設整備委託費及び水道管漏水修繕費並びに水道庁舎の電話料について359万2,000円を増額補正するものでございます。これによりまして、収益的支出を5億7,930万9,000円とするものでございます。

以上、議案第1号から議案第5号まで一括提案理由の説明をさせていただきました。何とぞ慎重審議をいただきまして、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（水上正治君） 以上で市長の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

3番久保居光一郎君。

○3番（久保居光一郎君） 議案第1号 平成21年度那須烏山市一般会計補正予算の部分につきまして、4点ほどお伺いいたしたいと思っております。

まず、1点目は、14ページの款4の衛生費、この中で説明の部分に書いてあるんですけども、保健衛生総務費5,732万8,000円とありますが、市長の今のご説明の中でもちょっと触れられたのかどうか聞き逃したんですが、この5,732万8,000円の内容についてお伺いいたしたいと思っております。

2番目が17ページでございます。款7の商工費の中の目5観光施設費、ここに山あげ会館運営費23万4,000円とございます。それから、一般観光施設運営費68万8,000円とございますが、この内容についてちょっとまたお知らせをいただきたいと思っております。

続いては、18ページの款8の土木費の目1都市計画総務費の中で、1,001万円が計上されておりますけれども、この中身についてお知らせいただきたいと思っております。

4番目は次のページの19ページでございます。款10の教育費目2の事務局費でありますけれども、この中にやはり説明の中で英語コミュニケーション推進事業費436万8,000円が減額になっておりますけれども、この内容についてもお伺いしたいと思っております。

以上4点伺いたいと思っております。

○議長（水上正治君） 総合政策課長国井 豊君。

○総合政策課長（国井 豊君） 1点目の衛生費の中の保健衛生総務費5,732万8,000円の関係でございますが、これにつきましては広域行政事務組合の那須南病院に対します負担金でございますが、これは普通交付税に算定をされている分についての額でございますが、平成21年度の普通交付税の算定の基礎となるものについて、新たに平成21年度から那須南病院の救急告示医療というものが平成21年度の普通交付税の算定の中に新たに算入されましたことから、これらの普通交付税の額が増額された額が5,732万8,000円ということでございます。

○議長（水上正治君） 商工観光課長鈴木重男君。

○商工観光課長（鈴木重男君） それでは17ページ、観光施設費の説明を申し上げます。山あげ会館の運営費につきましては、実は山あげ会館の入り口に障害者自立支援施設でありますあすなろ作業所でパンの工房を現在行っております。備えつけの給湯器が何度か修繕もしてまいったわけでございますが、今回、部品等も調達できないというふうな状況になりまして、今回、この食品を取り扱うことには冬場、水洗いなどが結構ございますのでやむを得ないということで、今回、早急な修繕が必要なことから給湯器の取り替えを行うものでございます。

それから一般観光施設運営費でございますが、これは山あげ会館前の烏章館でございます。こちらは通常山あげ祭の準備、それから一般のお客様の利用等でございますが、特に本年度は若衆さんといひますか、山あげの準備等に夜間結構照明を使いまして、その電気料が若干足りませんで、こちらが11万7,000円の計上になります。

あわせて、花立峠の公園がございますが、こちら先だっこのこぶしの里の遊歩道と同じように、今現在、つつじの本年度の開花状況が非常に悪くございました。これにつきましては下刈りとか、そういった管理状況が非常に悪いということで、今回、冬場のうちに下刈り作業等しまして、来年開花を促す。そういった環境整備の費用として今回計上させていただいております金額が57万1,000円となります。

以上でございます。

○議長（水上正治君） 都市建設課長岡 清隆君。

○都市建設課長（岡 清隆君） それでは、私のほうから土木費の都市計画総務費、特に委託料の1,000万円でございますが、これにつきましては、那須烏山市の諸計画の位置づけにつきましては、既に平成20年度に作成済みであります総合計画、それから都市計画のマスタープラン、こういうものに市のもろもろの諸計画が位置づけをされております。それを受けまして、土地再生整備計画を今年度から作成したいということで、委託料として1,000万円を計上させていただきました。

内容につきましては、議員もご承知のように、市内には烏山地区、南那須地区、2つの市街地を有しているところでございます。この2つの市街地をエリア設定をいたしまして、何とか再生をしていこうというのが主な計画でございます。特に、烏山市街地にありましては、将来を見すえた公共施設の再編、再配置が必要な状況になっておりますし、南那須市街地にあつては、文化、スポーツ施設の整備が求められているところでございます。

また、一方につきましては、J R 烏山線を利用しまして観光ルートの形成等を図るまちなか観光ネットワーク整備構想あるいは公共交通再編整備計画といった諸計画の策定も予定されております。それらの計画と連携を図りながら、市街地の再生、活性化を基軸とした将来ビジョンを作成していきたいというものでございます。

今後の予定につきましては、本年度につきましてはこの予算を議決いただいた後に、まず、基本方針の作成にあたりたいというふうに思っております。これを受けまして、おそらく年明けになると思いますけれども、その整備計画にわたる業務委託の業者選定を行っていききたいというふうに思っております。

平成22年度につきましては、この整備計画を本格的に作成し、翌年度の平成23年度には認定申請を行いまして、認定を受けたいというふうに思っています。この理由につきましては、既に財源としまして合併特例債、平成26年度までの期限になっております。それから、この計画を策定しますと、まちづくり交付金が受けられます。

しかしながら、心配の材料もございます。現在、冒頭の市長のごあいさつにもあったとおり、新政権になりまして仕分け作業が行われています。その中で、このまちづくり交付金も対象になっております。しかしながら、詳細についてはまだ説明を受けておりませんし、内容も把握しておりません。しかしながら、この計画を進めていきたいと思っておりますので、ご理解をいただければと思います。

以上でございます。

○議長（水上正治君） 学校教育課長駒場不二夫君。

○学校教育課長（駒場不二夫君） 19ページの英語コミュニケーション科推進事業費436万8,000円ほどの減額になっております。ご案内のとおり、これは外国語指導助手派遣事業、ALTの派遣ということで、現在、小中学校に7名のALTを派遣している事業でございますが、当初2,940万円ほど委託業務として予算計上させていただきましたが、5者のプロポーザル、競争ということで2,503万2,000円ほどで契約ができたということで、この契約差額金としてこの436万8,000円ほど余りましたので、今回補正で減をさせていただいたということでございますので、ご理解いただければと思います。

○3番（久保居光一郎君） 了解しました。

○議長（水上正治君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 議案第1号の12ページの社会福祉総務費で、地域自殺対策緊急強化事業費というのが38万9,000円ついておりますけれども、財源内訳としまして、地域自殺対策緊急強化事業費県補助金というふうに出ているわけですが、これはどのような事業に使われる費用なのか。その内容についてご説明をいただきたいと思います。

話は前後しますけれども、10ページに戻りまして総務費の10款情報政策推進費ということで、ユビキタスタウン構想推進事業費ということで、これが国庫支出金が大幅に減額になっておりまして、一般財源のほうにこれが振り替えられているということでございます。これはこの内訳を見ますように、国庫交付金をいただける内容で進めてきたものであります。これが政権交代によりまして交付金がいただけないということで、一般会計から拠出しているというふうに思われるわけですが、9月定例議会でも補正予算がいろいろ出ましたが、スクールニューディール構想の中で、太陽光発電を中学校の校舎、屋上並びに図書館の屋上に設置するということをやったわけですが、しかし、今度これが国のほうにおきまして凍結というふうになっているわけです。県内のそれぞれの市町村でも、この太陽光発電、地デジテレビ、パソコン等地域ICTを含めて太陽光発電とICTは一部凍結の可能性が高まっているということになっています。

そういうものを受けて、事業を進めている自治体もあれば、小山市などでは9月議会で緊急経済対策ということで、これを通しましたが、しかし、国の動向を踏まえてしばらく契約はしないというような対策をとっているようでございますが、本市におきましては、そのまま国の補助が凍結になっても、市の一般財源に振り替えても事業を推進するという考えでやっておられるのでしょうか。その辺の考え方をご説明いただきたいというふうに思います。

○議長（水上正治君） 健康福祉課長斎藤照雄君。

○健康福祉課長（斎藤照雄君） 12ページの地域自殺対策緊急強化事業費38万9,000円でございますが、本地域、那須烏山市は、自殺をする方が若干多いんですね。県内でも上位のほうに位置してございます。年間ここ2、3年は大体10名前後、9名から10名前後の自殺の方がおります。原因としましては、うつ病とか若干アルコール依存等でうつ状態になったような方がそういうことになっているのかなとも言われます。

それらを踏まえまして、今回の38万9,000円につきましては、いろいろな心の健康事業とか、心を元気にする事業、心を元気にしたい講座とか、県とタイアップをしまして、あるいは市独自でいろいろな講座を開いてございます。そういった講座を開くことによって、うつの方を発見したり、そういったうつの方への対応の仕方等を周知するわけですが、そういったときのために標語をつくりまして、それをクリアファイルに印刷をしまして、それを

その講座等で配布したいということで、とりあえず紙を挟むクリアファイルを今回は作って、これから配布をする考えでございます。

そういった事業をたくさんやってございますが、やはり自殺をする方が減りません。地域で皆さんで支え合って、そういった孤立する方を1人でも少なくするように努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（水上正治君） 総合政策課長国井 豊君。

○総合政策課長（国井 豊君） ユビキタスタウンの関係の国庫補助事業の減額であります。ご指摘のように平成21年度の第1次補正におきまして措置をされました事業でございます。この事業については昨年からの実施をいたしております地域ICTモデル整備事業の一端を担っている事業ということで、平成21年度の補正が国で組まれたということで本市が手を挙げまして申請をいたしまして、約3,000万円の全額国庫補助事業において9月補正で措置をし、実施をするということでおりましたが、ご承知のように政権が交代いたしまして、平成21年度の第1次補正につきましても見直しを行うということになったその結果が、ここにごございますように796万3,000円が見直しをされて減額された。この事業を全国的に見てみますと、一律的にカットがなされております。そのカットの割合につきましては2割と4割があるようでございまして、本市におきましては2割カットという部類のほうに分類された結果が、この減額になってございます。

なお、この事業、事前採択であります。内示的なものでございますけれども、本年の8月21日に採択をされております。その後、先ほど申し上げました見直しがなされまして、その結果の通知が10月23日付でまいっております。こういう経過を踏まえて、今回、国庫の歳入減とあわせて、これらの事業につきましては市長の市政の中にもありましたけれども、昨年からの地域ICT、積極的に取り組んでございまして、地域の安心、安全のネットワークを構築しようということで、本年はきずな運営センターを市民向けのコールセンターとして位置づけるという最終的な大きな目的のところに、この事業をあてようということで考えていたわけでございますけれども、今申し上げましたような約800万円の減額がなされてしまったということで、これらのコールセンターを設置するというについては将来的には地域の起業になり得るだろう。雇用もそこに生まれるだろうということをお勘案して、ぜひ一般財源を投入してやらせていただきたいということで、今回、補正措置をさせていただいたところでございます。

それから、経済対策の中でございましたが、太陽光発電関係につきましては図書館の関係については補助の対象になっておりませんが、小学校の体育館についてはやはり見直しをされた

ようでございますが、まだ正式な通知がまいていないということでございますが、この太陽光発電については学校の教育の一環ということもありますし、ぜひこれも一般財源を投入してできれば実施をしたいというふうに考えております。

なお、学校のICTにつきましては、電子黒板を除くものについては補助の対象になったようでございますが、電子黒板については補助の対象から外れるような情報等もまいているようではありますが、これらにつきましても、現在、正式な通知がまだまいていないということで、これらがある程度はつきり決定した段階において内部で検討して実施するかしないか、今後検討をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（水上正治君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 地域自殺対策ですけれども、どちらかというところ、啓蒙啓発というか、そういう情報を流しながら周知徹底を図ることなんですけれども、なかなかそういうふうに進められている人というのは、そういうものを素直に触れないというようなところに進められているのではないかなというふうに思うんです。そういう意味で非常にメンタル面というか、経済の情勢とか、また、人間関係とかさまざまな要因は考えられますが、いずれにしても、それこそそういう病気にかかっているというふうなことを周りの方が早く察知をして、それを専門機関というか、お医者さんというか、そういうところに診療内科等も含めてつなげるような対策が求められるのかなというふうに思いますので、啓蒙啓発もだめだとかいうことではありませんが、必要だとは思いますが、そういう地域ネットワークのほうに非常に大事かなというふうに考えられます。

そういうものがおそらくいろいろな要因のもとに、この地域でもいろいろな形で発生しているのではないかなと。そういうものを見逃さないで民生委員さんとか社会福祉協議会とか地域でアンテナを高くして、そしてそれを何とか対応を促すような対策をとっていただきたいなというふうに思うんですが、その辺についてのケアのほうはどんなふうに考えているのか。もう一度ご答弁いただきたいと思っております。

ユビキタスのほうは去年からの継続事業だということで、これは特に、きずな運営センターを設立するという目的を果たす必要がありますので、これは一般財源の振り替えはやむを得ないというふうに思いますが、ニューディールのほうは何が何でもやる必要があるんでしょうかね。国のほうで凍結するというのであれば、それは考え直したっていいんじゃないですかね。教育的などうのこうのなんて言いますが、それはとんでもないことですよ。市の財政は非常に、これから地方交付税だって仕分け作業の中に組み込まれるような情勢ですから、さまざまな意味で地方財政に対するあれが厳しくなることは目に見えているわけですよ。そういう中で、少しでも儉約してこれから行政運営をしていかなければならないというふうに思うん

ですよ。国のほうが100%近い補助をやるからということに乗っちゃったわけでしょう。そういうもので国が凍結だということになれば、それは一歩とどまって、何が何でも一般財源に振り替えてもやらなくちゃならないというふうに私は思わないんですが、市長、その辺、思いとどまるということはできないんですかね。もう一度ご答弁をいただきたいと思います。

○議長（水上正治君） 健康福祉課長斎藤照雄君。

○健康福祉課長（斎藤照雄君） 議員おっしゃるとおりでございます。地域の見守りは非常に大事なことでございます。ただ、問題が問題でありまして、なかなか表面に出てこないという現実もございます。したがって、高齢者の地域見守りもやっておりますが、こういったうつつの方の見守りについても、民生委員さん等の協力を得ながら、これから組織づくりを進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（水上正治君） 副市長石川英雄君。

○副市長（石川英雄君） 太陽光発電の件も含めて冒頭市長が市政の考え方についてお話し申し上げたと思います。今、政権交代によって政府与党も事業仕分けをやって、また、今見えないところがございますので、そんなものを注視しながらこれから市政運営を図るということで市長からお話があったと思います。まさに、そのとおりでありますので、これらについても政府与党のそういった事業仕分け等も十分注視しながら、今後そういった事業については、事業を実施するかしないか検討してまいりたいと思いますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（水上正治君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 3回目です。もし、その辺も含めてやはり市民から信頼される。補正予算は通ったわけですが、それはいつでも執行できるわけですよ。だから、国県の動向も踏まえて、やはり節約するべきところは節約して、市民がよくその辺は見ていますので、栃木県の市の中では一番財政が厳しいこの那須烏山市でありますから、節約すべきところはやはりきちっと節約して、そして、市民の期待にこたえるものにはきちんとかたえていく。そういう集中と選択を厳しく求められている時代に来ているのではないかなというふうに思いますので、この件に関しては十分慎重なる検討をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（水上正治君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 先ほどの課長等の答弁について閣内不一致ではございませんが、多少一部そのような意見がございましたので、私から改めてお答えをいたしますが、このスクールニューディール政策は、あくまでも国策に準拠した形でこの緊急経済対策に入れてまいりました。その中で、今回、補助金等がゼロ査定だということが確定すれば、それは私は見合わせ



るほかないと考えております。したがって、今、議員がおっしゃったところはまさに同感でございますので、そのようなスタンスで今後も市政運営はしてまいります。ご理解いただきたいと思っております。

○議長（水上正治君） ほかに質疑はございませんか。

17番中山五男君。

○17番（中山五男君） 質問事項につきましては、前もって担当課長のほうに連絡しておきましたが、大分減りました。その中でまず、7ページの歳入、国庫補助事業の14款2項4目ですが、ここで耐震関係の補助金、当初が26万2,000円のところ、9月に400万円追加しました。ところが、今回は140万円ほどまた減額になりました。なぜ、この国庫補助事業が減額になったのか。まず1点ご説明をいただきたいと思っております。

それに8ページの15款で、これは県の補助金なんですが、森林整備の地域活性化事業、これが当初でおおよそ700万円ほどとりまして、今回500万円新たに追加しましたから、おおよそ1,200万円になります。それに、元気な森づくり事業につきましては1,161万円が9月にマイナスし、今回またプラスにしましたから戻りまして、これが1,161万円ですね。それに7月の補正でも里山の美化事業で550万円ほど取りました。これはみんな、森林に関する関連した事業でありまして、この3つを合わせただけでもおおよそ3,000万円ほどになりますね。これは多分この森林組合のほうに委託するのかなとは思っております。ですから、森林組合としては相当事業がふえるんですが、現に、この那須烏山市の森林が整備されるのか。活性化されるのか。この事業効果があらわれるのか。この点についてお伺いしたいと思っております。

次に、14ページですが、これは先ほど久保居議員が質問をいたしました保健衛生費の那須南病院の負担金の件であります。これは財源は交付金に充てるということでありますが、これは市長に1件、ご答弁をいただきたいと思っております。

けさの新聞を見ますと、大田原の日赤に伴っての負担金15億円を地元で負担するそうです。その15億円のうち1億円は塩谷と南那須の両地区で負担をしていただきたいとなっているそうで、これから市長も検討をするのではないかと思います。

ならば、私、この時期考えたんですが、那須南病院は茨城県からも相当患者が入院し利用しておりますから、そういった病院の利用患者を追跡しまして、それらの関係市町村からもある程度の負担金を取ることはいかがでしょうか。とにかく毎年毎年1億円以上一般財源を投入しているわけでありまして、これからの維持管理費はさらに大変になってくるのではないかと思います。そういう中で、ぜひこのこともこれからの問題として考えるべきではないかなと思った次第であります。

次に、同じく14ページの4款1項1目で、熊田診療所への繰出金176万8,000円で

すね。いよいよ熊田診療所の基金が全部これで吐き出して、多分私の計算ですと3万2,000円ぐらいしか残らないのではないかと思います。枯渇状態に入っております。これからの熊田診療所の運営、何とかなるんでしょうか。毎年毎年まだこのように一般財源の繰出を伴うのではないかなと危惧しているところではありますが、この辺の見通しにつきましてお伺いいたします。

次に、歳出の10款3項1目、19ページです。中学校の備品費で360万円計上してあります。これはどこの中学校でどんな備品を購入するのか、お伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（水上正治君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 那須南病院に関連をいたしまして、今、大田原の日赤のきょうの新聞ニュースについての言及がございましたので、お答えをいたします。正式にはきょう、議会前に北那須の管理者から直接私にお電話をいただきました。新聞の報道のとおり、この総事業費182億円のうち16億円は7市町でお願いをする。その16億円のうち15億円は北那須関係ですね。広域市町で負担をするから、あとの1億円を南那須、そして塩谷でご負担をお願いしたいというような電話での連絡でございました。

南那須も塩谷も各地域の病院に応分の負担をしている関係上、最小の額に抑えたというような説明もいただいたわけでございます。そういったご高配をいただいたことは大変ありがたいのでございますが、今後1億円等の負担割合につきましては、塩谷広域、南那須広域、そして構成する市町と協議をしてまいりたいと考えております。

新たにこの今のご提言は、旧美和村、緒川村ですね、常陸大宮市の協力も得られないかというご提言でございますが、ちょっとそのことは頭になかったものですから、ご意見を踏まえて先方の市長さんにもごあいさつ方々そういったお話も出ているんだけどもという話はしてまいります。確約をとれるかどうかはちょっとわかりませんが、そういった議会のご提言でございますので、一応お話だけはしてみたいと思っておりますので、ひとつご理解いただきたいと思っております。

○議長（水上正治君） 都市建設課長岡 清隆君。

○都市建設課長（岡 清隆君） 住宅費補助金でございます。結果は入札結果の減額でございます。そうは言いましても、9月に400万円の予算を可決していただきまして半額以上減額ということになっております。これは積算が甘かったとご指摘を受けても仕方ないところでありますので反省をいたしております。なお、この補助金につきましては、100%国庫補助でございます。歳入歳出ともに同額の減額補正ということになっております。

以上でございます。

○議長（水上正治君） 農政課長荻野目 茂君。

○農政課長（荻野目 茂君） 林業関係についてお答え申し上げます。お尋ねの森林整備地域活動支援交付金関係でございます。これにつきましては、当初で930万円ほど予算措置を計上してございまして、今回、12月で500万円、計1,436万4,000円ということになります。これは平成14年から実施しております事業でございまして、35年以下の森林について、皆さん山に入ってくださいよ。そういうために境界の明確化、簡単な林道の設置等について国庫補助事業するものでございまして、これについて今回県の林野庁への申請が満額回答来たものですから、このような配分を受けたということでご理解を賜りたいと思っております。

なお、この事業、来週那須烏山市会計検査が7、8日とあたりますが、この事業があたる予定で準備をしておりますが、この事業につきましては会計検査からも、山への関心をもって大変効果のある事業という評価を得ております。

なお、この事業につきましては、事業仕分けでは来年度については予算計上見送りで当面は基金対応というような措置を受けてございますので、那須烏山市はこの500万円等について山の被害調査関係を実施することで予定をしております。

あわせて、元気な森づくり推進事業、市町村交付金400万円の増でございます。これは平成20年度から栃木の元気な森づくり県民税700円の市町村への還付分でございまして、ご案内のとおり、平成20年から平成29年の10年間実施するものでございまして、この里山林等で全体事業費の22%が市町村配分でございますが、これについて9月に400万円減して、今回もまた戻ってきて当初どおりの1,161万1,000円になったということでございます。この事業内容は前年度実施しまして里山関係の管理とさらにあわせて、鳥獣害被害のためのこさ刈りを実施するという事で予定しております。ただ、先ほど申し上げました元気森林地域整備活動支援金とこれは重複しては実施しておりませんので、その点についてはご理解を賜りたいと存じます。

なお、あわせて、その間に、森林整備加速化林業再生事業補助金で1,488万円の減がございしますが、これはCO<sub>2</sub>対策というようなことで、25%削減の一環として山の森林機能、多面的機能を吸収する事業でございしますが、今回はこれについては減額になったという経緯でございます。

その費用対効果等につきましては、一朝一夕ではあらわれませんが、昔から山には木を植えると、人には本を読めというのがございますので、着実なステップを歩んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（水上正治君） 市民課長高橋 博君。

○市民課長（高橋 博君） それでは、4点目の熊田診療所の今後の運営の見通しというご質問でございますが、これにつきましては、平成20年度決算状況も非常に厳しい状況にあるということをご承知のとおりだと思っております。しかし、従来、確かに健全な運営がなされてきたようでございますが、これらの要因としましては、前任者は本当に長い間ご尽力いただいたわけでございますが、そういった地域との密着した地域医療、また、それぞれ患者との信頼関係を長年築いた結果が健全な運営にあらわれたのかなと思っております。

今回、指摘のとおり、昨年7月に新たに有我医師を迎えまして、まだ1年6カ月程度でございます。有我先生もいろいろ地域のお祭りとか、そういうのに積極的に参加しまして、また患者とのコミュニケーションをとりながら、また努力をしているところでございます。それぞれ医師によっては、診察方針等も一部変わりますので、そういったことも影響しているのかなと思っております。

ただ、私どもも今回の補正にあたりまして、医師と相談しまして事情をよく説明しております。そういうことで、医師もこれから少しでも医薬品等の経費を削減する努力をしたいと、健全な運営に努めたいということで、今現在、後発性医薬品、いわゆるジェネリック医薬品でございますが、そういったものも今後使用することを視野に入れて努力してまいりたいということでございますので、もうしばらく見守っていただきたいなど。また、議員各位のご協力とご指導を賜りたいと思っております。

以上でございます。

○議長（水上正治君） 学校教育課長駒場不二夫君。

○学校教育課長（駒場不二夫君） 20ページの学校教育費中学校費の備品購入費です。360万円ほど今回、措置をさせていただきました。この内訳はまず1つ、烏山中学校の体育館緞帳の新調費です。現在、体育館につきましては改修工事を実施をさせていただいておりますが、床、壁、屋根、ほとんどが新築と同じようなリニューアルになります。その中で、緞帳がぼろぼろのまま残ってしまっている。学校との何回かの打ち合わせの中で、リニューアルにあわせて緞帳もぜひ設置していただきたいというような要望もあって、今回、措置をさせていただいたという状況でございます。

それから、残りの60万円につきましては、今、新型インフルエンザが流行しておりまして、各学校の普通教室を予防対策で加湿器、これは各学校によっては幾つかあるところと全くないところがございます、調査の結果。それでやはり加湿でやっておくといくら違うだろうということなので、どこの学校も均衡を図れるように、これは中学校費ですから60万円なんですけれども、小学校費も別途項目の中に計上してありますが、ちなみに4中学校に32台ほど、普通教室28台、保健室4台、そのような形で配備を考えて措置をさせていただきました。も

ちろん小学校にも同様な不足する教室、保健室等には同じように配備したいと考えております。  
以上です。

○議長（水上正治君） 農政課長荻野目 茂君。

○農政課長（荻野目 茂君） 1点、林道について答弁が漏れまして大変失礼いたしました。7月14日の臨時議会で林道関係の550万円の補正をお認めいただいた件でございます。現在、31路線中旧烏山地区についてはほぼ林道の側溝整備が完了しておりまして、これから年明けに南那須地区の林道整備に入りたい。こういうことで森林組合と調整してございます。

なお、この緑の雇用でございますが、従事者のうち4分の3が失業者というような要件がありますので、それについてはクリアしまして逐次実施してございます。特に、大沢から馬頭へ抜ける林道石倉線、また生井から向田へ抜ける古内向田線等につきましては、通勤路になっておりますので、その沿線の方々から大変感謝をされてございます。林道については烏山地区の奥山林を重点的にやっておりますので、機会があればごらんいただければ大変幸いです。

以上でございます。

○議長（水上正治君） 17番中山五男君。

○17番（中山五男君） 私、1点だけ先ほど質問漏れがありました。これは13ページの3款2項1目で子育て支援の関係ですね。これは当初で1,894万2,000円、今回800万円増額しました。これはどのような事業変更で800万円ほどの増額になったのか、ご答弁願いたいと思います。

熊田診療所、これからも厳しい運営が続くと思いますが、あまり先生をいじめますと嫌気がさして帰ってしまったら元も子もありませんので、この辺のところも十分配慮の上、これから健全経営に向けた方針を打ち出していきたいと思います。

それに、大谷市長、那須南病院の関係ですが、現在の那須南病院の決算書を常陸大宮市のほうへお持ちして、今、これほど那珂川町と那須烏山市でもって負担をしているんだというようなこと、実情を訴えまして、それなりの負担を求めるのもぜひ必要ではないかなと感じているところであります。

以上です。

○議長（水上正治君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 合併いたしましたお隣の常陸大宮も実は済生会病院を誘致いたしまして、病院事業をこれは合併の最大の約束事だったんです。済生会をつくったんですね。負担が大変だそうです、今、具体的には。やはりそれは医師不足から来ているんだそうです。そういった旧美和もとんでもないような状況だというようなことで、予測と大変かけ離れた財政運

営を余儀なくされているということも実は聞き及んでおります。

そういう中での那須南病院の応分の負担をとということで、大変至難ではございますが、お話でございますので、ごあいさつの中でひとつそのような話も話題に出してみたいというところでご理解いただきたいと思います。

○議長（水上正治君） こども課長堀江久雄君。

○こども課長（堀江久雄君） お尋ねの子育て支援事業費の800万円についてお答えいたします。これはこんにち赤ちゃん祝金事業でございます。毎年180名程度赤ちゃんがお産まれになるわけですが、第2子以降ですと例年120名程度がこの事業に該当いたしますが、当初予算では75名分1,500万円しか確保できませんでしたので、今回、3月までを見通して40名分の800万円を予算要求したところでございます。

以上でございます。

○17番（中山五男君） 了解しました。

○議長（水上正治君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより議案第1号から議案第5号までの5議案について討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第9 議案第1号 平成21年度那須烏山市一般会計補正予算（第4号）について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第10 議案第2号 平成21年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第11 議案第3号 平成21年度那須烏山市熊田診療所特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第12 議案第4号 平成21年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第13 議案第5号 平成21年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決いたしました。

---

#### ◎日程第14 付託第1号 請願書等の付託について

○議長（水上正治君） 日程第14 付託第1号 請願書等の付託についてを議題とします。

この定例会において受理した陳情書は、付託第1号のとおりです。この陳情書については所管の常任委員会、文教福祉常任委員会ですけれども、その常任委員会に付託したいと思います。が、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水上正治君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情書第2号 2010年度の年金確保に関する陳情書については、文教福祉常任委員会に付託します。

ここで総務課長木村喜一君から発言を求められておりますので、これを許します。

総務課長木村喜一君。

○総務課長（木村喜一君） 先ほど議案第6号で、那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休

暇に関する条例等の一部を改正する条例を議決いただいたところでございますが、ちょっとミスがございましたのでおわびして訂正を申し上げたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

改正条例の2ページのほうを見ていただきたいと思ひますが、よろしいでしょうか。この下段のほうに附則というものがありますが、附則の上に那須烏山市こども館設置及び管理条例の一部改正第6条というふうになっておりますが、その前に保健福祉センターの改正条文が第6条というふうになっておりますので、これは第7条の誤りでございますので、訂正の上、ご了解いただければというふうに思ひますので、よろしくお願ひします。間違いがございまして大変申しわけございませぬ。

---

○議長（水上正治君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。休憩時間に審議ということで、時間のとりを、皆さんにご不便をかけたかなというふうに思ひますけれども、これをもって本日の会議を終了したいと思ひます。

次の本会議は、あした午前10時から開きますので、よろしくお願ひします。

本日はこれで散会します。大変ご苦勞さまでした。

[午後 0時53分散会]